

4 パーミル・イニシアチブアニメーション制作業務 仕様書

1 委託業務名

4 パーミル・イニシアチブアニメーション制作業務委託

2 業務期間

契約締結の日から令和3年7月31日までとする。

3 事業の目的

山梨県は、令和2年4月に都道府県として初めて、4パーミル・イニシアチブ（土壌中の炭素貯留により大気中の二酸化炭素濃度を低減し、地球温暖化を抑制する国際的取り組み）に参画し、ブドウやモモの果樹園等で発生する剪定枝を炭にして土壌中に貯留する手法等、果樹王国やまなしとしての取り組みを行っている。こうした本県の特徴ある取り組みにより生産されたブドウやモモなどの農産物をブランド化し、小売店の店頭や県ホームページ等にて、消費者が短時間で取り組みを理解できるアニメーションを制作する。

4 業務内容

受託事業者は、上記の目的を踏まえ、アニメーションを制作する。

（1）アニメーションの内容・方針

① 事業目的・事業内容

本県が取り組む4パーミル・イニシアチブの特徴を十分に理解した上で、4パーミル・イニシアチブ農産物の特徴を効果的に消費者に伝えることにより消費者の興味・関心を引きつけ、他のブランド農産物との差別化を図るためのアニメーションを制作すること。なお、本事業により、子どもから高齢者まで、幅広い世代の者の4パーミル・イニシアチブ農産物についての理解を深めるため、わかりやすい内容のアニメーションを制作すること。

② アニメーションの内容について

- ・ 4パーミル・イニシアチブの意味や仕組みを短時間（30 秒及び 60 秒）で理解できる内容であること。
- ・ 地球温暖化防止につながる事が理解できること。
- ・ 本県での取り組みが適切に理解できること。

③ アニメーションの表現について

- ・ 4パーミル・イニシアチブを通じて、社会貢献を訴える内容であること。
- ・ 子どもから高齢者まで、幅広い世代の者が理解できる内容であること。
- ・ インパクトがあり、消費者の興味を引きつけ、購買意欲促進につながる内容であること。
- ・ 他のブランド農産物と差別化するために、特徴的な内容となっていること。

(2) アニメーションの制作

① 企画

県と受託事業者とで複数回の協議を行い、内容を決定する。決定した内容をもとに、アニメーション（一部、実写映像も可能とする）、音声等を制作すること。

② 撮影・映像制作

アニメーション制作に必要な撮影や映像制作を行う。人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行う。撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、委託料に含めるものとする。

③ 編集

アニメーションの加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行う。完成までに県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。

④ アニメーションの納品

納品アニメーションは、内容を30秒及び60秒に編集し、次により納品するものとする。

I DVD-ROM 147枚、USBメモリ 3個

DVD-ROM及びUSBメモリの表面に「4パーミル・イニシアチブアニメーション」と印字したシール等を貼付し、次のとおり作成、納品するものとする。

ア DVD-ROM 146枚

- ・一般的な家庭用DVDプレイヤー及びDVDドライブ付パソコンで再生可能なもの
- ・30秒及び60秒のデータを、それぞれのチャプターに分けて保存

イ DVD-ROM 1枚

- ・MPEG-2形式
- ・30秒及び60秒のデータを、それぞれのファイルに分けて保存したもの

ウ USBメモリ 1個

- ・MPEG-2形式
- ・30秒のデータを保存したもの

エ USBメモリ 1個

- ・MPEG-2形式
- ・60秒のデータを保存したもの

オ USBメモリ 1個

- ・MPEG-2形式
- ・30秒及び60秒のデータを保存したもの

II 県が指定するアニメーション中の画像の静止画データ一式
コマ数等詳細は、制作過程での協議により決定する。

III 撮影素材一式

アニメーション制作に使用した写真データ、映像、アニメーション台本等の映像素材を納品すること。

IV 撮影素材一覧表 1 部

撮影素材・撮影場所の一覧表を制作すること。

なお、撮影素材について、第三者が権利を有している映像・画像等を制作において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類（写し）を添付すること。

V 納品場所・期限

納品場所：山梨県農政部販売・輸出支援課

期限：4（2）④Iウ：令和3年6月30日

4（2）④Iア、イ、エ、オ：令和3年7月31日

5 事業成果の報告

この事業成果の報告は、委託業務が終了した日から起算して1箇月を経過した日までに、県に提出すること。

6 留意事項

- （1）委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- （2）委託業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- （3）受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- （4）委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- （5）委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係

る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

7 著作権の帰属

委託業務により制作された成果物の所有権、著作権及びその他の一切の権利は、県に帰属するものとする。また、県の運営するウェブサイトやSNS、テレビ等に随時使用、複製できるものとする。なお、県が許可したときは、他の団体等が成果物を使用できるものとする。

成果物に受託事業者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、委託業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うものとする。

8 その他事項

(1) 再委託について

県の承諾を得たものを除き、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議することができるものとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(4) 紛争処理

成果物について、業務中及び業務完了後において第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。

(5) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密及び個人情報について

委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。